

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神8番地

目 次

監査委員欄

—— 公 表 ——

○住民監査請求に係る監査の結果について 1

監査委員欄

公 表

亀岡市監査公表第1号

地方自治法第242条第4項の規定による監査を実施し、同項の規定に基づき措置を講ずべきことを勧告したので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成27年1月5日

亀岡市監査委員 関本孝一
亀岡市監査委員 西村克己

住民監査請求に係る監査の結果について

第1 請求の受付

1 請求人

請求人の住所、職業及び氏名 省略

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成26年10月31日である。

3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の要旨（原文のまま）

1 請求の要旨

(1) 請求の内容

平成25年度政策第1号大規模スポーツ施設関連事業調査測量業務について支出した公金13,426,350円を返還することを求める。

請求の相手方は以下の6名とする。（*平成25年度当時役職名）

亀岡市 市長

亀岡市 担当副市長

亀岡市 政策推進室 担当室長

亀岡市 政策推進室 政策推進課 課長

亀岡市 政策推進室 政策推進課 主幹

亀岡市 政策推進室 政策推進課 主任

(2) 前提となる事実

- ① 亀岡市は公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」とする）に対し、「公共事業用地の取得等に伴い必要となる登記業務」を年度当初に単価契約を随意契約で締結し、事業を委託している。（別紙1 契約書）
- ② この随意契約は、「事前の予定価格設定が困難であること」「一括での委託ではなく、単価を積み上げて最終的に精算をするということで透明性が確保されること」に基づき適切性が認められているものである。（別紙2 9月定例会一般質問粗会議録）
- ③ 具体的な業務実施の指示は、登記業務実施指示書等の書面によって行われるものとされている。（契約書第4条）
- ④ 本件の測量業務は、用地買収を目的とするものであるが、土地家屋調査士の行うべき表示部分の登記に関する業務は含まれていない。
- ⑤ 単価契約書に存在しない本件の測量業務については、契約書および打ち合せ記録簿が存在しない。（別紙3 不開示決定通知書）

(3) 請求の理由

ア 亀岡市は測量対象の土地を公簿面積で買収することとしており、土地家屋調査士が行うべき表示登記は発生しないため、本事業でも登記は一切行われていない。契

約の内容は登記業務であるが、登記業務が発生しない以上、公嘱協会が行うべき調査等の業務も存在しない。(別紙11業務指示書)よって当該測量業務委託料13,426,350円は不当な支出である。(別紙2 9月定例会一般質問粗会議録)

アー補足 そもそも公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」とする)と契約したのは「公共用地の取得の取得等に伴い必要となる登記業務」であり、境界確定はそれとは無関係である。(別紙1 契約書)

資料調査およびBランクの立ち会いも、境界確定のために必要な業務であった可能性はあるが、契約した登記業務との関連性は認められないため、不当な支出である。

イ 仮に公嘱協会へ委託する内容としては妥当性があつたとしても、請求内訳書のうち、復元測量62点は当初の委託料計算書には記載がないものであり、それを実施させるための業務指示書や打ち合せ簿などの書面による指示も存在しない。うち43点は現地においても実施された形跡がなく、単価10,410×43点×消費税(5%)=470,011円は不当な支出である。(別紙4 復元測量現場調査写真)

*別紙4の復元測量現場調査写真は、事業に疑義が生じたため平成26年10月15日、測量士に依頼し調査を行ったものである。

イー補足 復元測量43点は平成10年度に水道施設建設のための用地買収の際の境界確定図面を元に行われているが、公簿面積で買収するのであるから事業区域内に存在する土地についての境界確定は不要である。(別紙5 復元測量図)

ウ 同じく、仮に公嘱協会へ委託する内容としては妥当性があつたとしても、平成24年度 業委第2号大規模スポーツ施設アクセス道路測量設計業務委託事業で納品された成果物(別紙6 平成24年度亀岡市現況平面図)と2/3程度は重複している。

京都府も同年度同時期に現況平面図16.8ha(別紙7 平成25年度京都府現況平面図)の作成をサンスイコンサルタント株式会社(測量業者)に委託している。よって、平成24年度亀岡市事業および25年度京都府事業によって現況平面図が作成された範囲は、今回測量した全範囲を網羅しており、亀岡市には現況平面図を25年度に別途作成する理由は存在せず、地形測量4,950,000円×消費税(5%)=5,197,500円は不当な支出である。(別紙2 9月定例会一般質問粗会議録)

現況平面図作成が必要ないということはそれに伴い行われる多角測量も不要であり、多角測量の費用1,078,468円×消費税(5%)=1,132,391円も不当な支出である。

よって、地形測量5,197,500円及び多角測量1,132,391円の合計6,329,891円は不当な支出である。

ウー補足 業務が2重3重に重複している上に、成果品として提出されたものは昨年度の成果品を2/3貼付けたものである。(別紙8 平成25年度亀岡市現況平面図)

異なる地図が存在するのは好ましくないという理由から、亀岡市が地図を突合せの指示を出したとされているが、それを示す書面は一切存在せず、請求にある19.8haすべてを測量したという成果品も存在しない。既存の図面と新たに測量した部分の図面とを合わせるとのこと自体の妥当性は認められるが、全てを重複して測らせた上で図面を合わせるとの指示は不可解であり、既存図面の範囲における測量は全くの無駄である。成果品にも含まれていない当該測量については不当な支出である。

ウー補足 多角点測量の数量の中に、3級基準点相当として備考欄において4倍として計算したと記されている(別紙15 内訳書(訂正後))が、単価契約にないものを、協議経過を明らかにする書面もないまま新たに金額設定して行わせている。そもそも3級基準点設置は土地家屋調査士が行うことのできない内容であるため、土地家屋調査士法64条第2項および契約書15条に違反する事項が含まれている可能性があり、観測手簿を確認すればそれが明らかになる。違反している場合は検品を怠った結果であるため、その部分についても不当な支出である。(別紙9 観測手簿(黒塗り))

ウー補足 またBランクの立会いには現況平面図の作成が含まれているため、本事業内においても現況平面図を作成することについての重複があり、不当な支出である。(別紙10 公嘱協会業務運用基準)

ウー補足 地形測量は公嘱協会との単価契約(別紙1)に存在しない項目であり、登記に地形測量は不要のものである。これを随契で委託することは地方自治法施行令第167条の2に掲げられている随契理由には該当しない。

随契の適切性は、土地家屋調査士の専門性を発揮することが必要な登記業務に限った契約内容であり、事前に単価が定められている場合にのみ担保されるものであるところ、登記とは無関係な測量だけを発注し、口頭のみで指示を出して新たな業務を行

わせることは極めて不適切である。業務の延長上という考え方で説明されているが、到底認められるものではない。

通常は、事業の経過の中で変更があれば変更指示を書面に残すとともに、変更計算書を作成し、その経過の連続性が確認できる状況で最終的にそれと合致する報酬内訳表に基づき支払いが行われるところである。（別紙16（参考）変更指示書・計算書）
*別紙16は変更指示・計算書が書面で残されていることが通常であることを示す、他の事業の書類である。参考として添付する。

本事業は、当初請求書に添付された報酬額内訳表に対し、確認できる成果が不足していることを指摘された後に、新たな報酬内訳表が提出され（別紙15内訳書（訂正後））、その内容も実際に行われた形跡がない（別紙4）という異常な例である。

新たな報酬内訳表を真実のものとするのであれば、当初存在しなかった業務を追加しているにもかかわらず、追加を指示した経緯を確認できる文書が存在せず、成果品も存在しないままに支払いを行っていることは看過できない。報酬内訳表のみを訂正したが、検査調書（別紙13）は業務指示書（別紙11）と同内容のままであり、報酬内訳表に追加された業務については記載がなく、検査も行われていない可能性がある。

これを認めることは、今後も杜撰な発注、支払いによって市民に損害を与えることとなるため、監査委員におかれては厳正に審査し、不当に支出された公金の返還および事業のあり方について今後二度とこのようなことが行われぬよう勧告することを望む。

以上3点により、請求の相手方6名に対して、当該測量業務について支出した公金13,426,350円の返還を求める。

少なくとも、イ、ウ、により、その合計額6,799,902円は不当な支出であるため返還することを求める。

(2) 事実を証する書面

- ① 契約書
- ② 9月定例会一般質問粗会議録
- ③ 不開示決定通知書
- ④ 復元測量現場調査写真
- ⑤ 復元測量図（担当者手持ち資料の一部）
- ⑥ 平成24年度亀岡市現況平面図

- ⑦ 平成25年度京都府現況平面図
- ⑧ 平成25年度亀岡市現況平面図
- ⑨ 観測手簿（黒塗り）
- ⑩ 公嘱協会業務運用基準
- ⑪ 業務指示書
- ⑫ 委託料計算書
- ⑬ 検査調書
- ⑭ 支払伝票一式
- ⑮ 内訳書（訂正後）
- ⑯ （参考）変更指示書・計算書
- ⑰ 仕様書

事実を証する書面については、請求人から提出されているが、本件監査結果では添付を省略する。

4 請求の要件審査及び受理

本件請求については、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成26年11月5日に受理した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

平成25年度政策第1号大規模スポーツ施設関連事業調査測量業務に係る委託料の支出とした。

2 監査対象部署

政策推進室 政策推進課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

(1) 請求人の陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成26年11月14日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。陳述には請求人が出席し、次のとおり新たな証拠書類の提出があり、請求の要旨について補足説明があった。

ア 新たな証拠

- ① 関係法令
- ② 公共測量該当性（公共測量に必要な手続きと様式集・国土地理院サイトより抜粋）
- ③ 基準点成果等閲覧サービス（国土地理院）による閲覧結果
本事業が公共基準点を2点以上使用していることを示すもの

- ④ 基準点網図
本事業が公共基準点を2点以上使用していることを示すもの
- ⑤ 公共測量と法令遵守（国土地理院資料）
- ⑥ 公共測量に必要な手続き（公共測量の手引きより抜粋・国土地理院資料）
- ⑦ 公共測量関係法令（国土地理院企画部測量指導課資料）
- ⑧ 現況平面図の重複を示す図

イ 請求人からの住民監査請求書の要旨を補足する陳述の内容

- (ア) 今回の測量は、公共測量に該当する。しかし、業務を請け負った公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）は、測量業登録をしていない。この業務をさせること自体が違法である。
- (イ) 亀岡市が実施した平成24年度業委第2号大規模スポーツ施設アクセス道路測量設計業務委託事業で納品された成果物と平成25年度に京都府が大規模スタジアム整備に係る調査測量業務で測量している部分をあわせるとほぼ全面的に重複しているのは、測量法の規定に定められた手続きを行わなかったためである。
- (ウ) 地方自治法、地方財政法、測量法に違反している。
- (エ) 亀岡市職員措置請求書の1(3)ウ記載の「今回測量した全範囲」を「今回測量したほとんど」に変更する。

4 監査対象部署に対する調査

平成26年11月17日に政策推進室の職員から事情聴取を行った。

平成26年11月27日に政策推進室の職員と住民監査請求の対象となっている土地について現地確認を行い、その後事情聴取を行った。

また、必要に応じて関係資料の提出及び説明を求めた。

第3 監査の結果

本件監査請求の対象となった業務は、平成23年11月に京都府が建設を発表し、亀岡市がその候補地に立候補し、平成24年12月にJR亀岡駅北側の保津川右岸に建設することが決定した大規模スタジアム（専用球技場）の建設に関わって、亀岡市が確保することとされているその用地の取得に向けて、土地の調査測量を行い必要な登記業務等を行うために実施した調査測量業務である。

亀岡市ではこの建設用地の確保にあたっては、総合計画をはじめ関係する諸計画での位置付けや農用地の転用、治水対策、都市公園決定、アユモドキの保護等の計画をはじめ、道路アクセス整備、上下水道等のインフラ整備、まちづくりや経済振興対策を含め、事業の円滑な推進を図るため「大規模スポーツ施設推進プロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置し、政策推進室に事務局を置き、建設整備に向けた施策を総合的に推進しているところである。

現在、大規模スタジアムの建設は、平成26年度に亀岡市が用地を取得し、また、京都府に

において基本設計を行い、以降、実施設計、工事着工等を経て、平成29年度末の完成を目指しているところである。また、亀岡市では大規模スタジアムを含む周辺13.9haを都市計画公園として指定し、自然環境を生かし、自然との共生を図る「亀岡・保津川公園」として整備を行うこととしているところである。

今回提出された平成25年度政策第1号大規模スポーツ施設関連事業調査測量業務（以下「本件業務」という。）に係る住民監査請求について、請求人の請求に係る内容を請求書、提出資料及び陳述の趣旨により次のように項目整理を行い、監査対象課に対する事情聴取及び資料請求、関係機関団体等に対する意見照会、関連する法令、資料等により審査を行った結果、請求内容について次のとおり判断するものである。

1 公嘱協会への土地登記を行わない業務委託そのものが不適正ではないか

(1) 事実確認

請求人の主張は、本件業務の委託について、亀岡市は大規模スポーツ施設用地を含め都市計画公園「亀岡・保津川公園」の事業用地を公簿面積により買収することとしていることから、土地家屋調査士が行う土地の表示に関する登記業務について一切発生しないのではないかと主張している。そのことの証明として、本件業務の履行内容に土地表示登記は1件も行われていない。土地登記を目的とせず、登記業務が発生していない以上、公嘱協会への業務委託そのものが不適正な業務の発注であり、支出された委託料13,426,350円は不当な支出であり、関係職員にその全額の返還を求めるとしている。

また、境界確定、土地調査、公共用地境界立会の作業は登記業務と無関係であるとしている。

市の説明では、本件業務については事業用地内の土地の取得に関して、土地の調査、区域界の特定、法定外公共物や農業用水路の確定のための表示登記や付替のための分筆登記が必要になるために、区域全体の土地の調査測量業務を公嘱協会に委託したものである。事業範囲、規模が広大であり単年度で実施できないことから、平成25年度は土地表示登記に向けた土地調査、用地測量、境界確定図作成、現況平面図作成等を行ったもので、今後複数年をかけ、境界確定、土地表示登記、分筆・合筆登記等を実施する計画であるというものであった。

業務の発注は、年度当初の平成25年4月10日付けで会計課が締結した亀岡市と公嘱協会との「公共事業用地の取得等に伴い必要となる登記業務」委託単価契約（以下「基本契約」という。）に基づき、本件業務の担当課である政策推進課が、同年4月25日付け「登記業務実施指示書」（以下「当初指示書」という。）により、依頼を行ったものである。

また、境界確定、土地調査、公共用地境界立会業務は、基本契約の業務報酬基準額表に定めのあるとおり、土地家屋調査士が行う土地表示登記のための一連の業務であるとしている。

書類等により審査した結果、本件業務において、区域内土地の調査業務、測量業務、土地境界確定図作成作業等が契約期間内に実施されたものの、請求者の指摘のとおり、平成25年度単年度でみた場合、土地の表示登記は行われてはいないことが成果物から確認できた。その内容は、当初指示書において示された業務内容である調査測量業務（資料調査一式、現地調査一式、現況平面図作成一式）と一致するものであった。

土地家屋調査士法第3条において土地家屋調査士が行う業務が規定され、また同法第63条においては、官公署等が行う公共の事業に係る土地等の登記測量業務を適正かつ迅速に実施することを目的に、公益法人である公嘱協会の設立が規定されており、公嘱協会が行う業務は、同法第64条において、同法第3条第1項第1号から第3号及び第6号の業務とされている。その内容は不動産の表示登記に関する土地又は家屋の調査又は測量、登記申請手続きの代理、書類の作成及びそれに伴う相談等が業務とされているところである。

多くの地方自治体においては、登記測量業務を効率的に実施することを目的として、各府県の公嘱協会に対し業務を委託しているところであり、亀岡市においても、年度当初に会計課が所管となり基本契約を随意契約により締結し、各事業課においては、この基本契約に基づき、必要に応じて業務指示書により、業務を発注していることが確認できた。

(2) 判断及び結果

このように公嘱協会に対する業務の委託は、不動産の表示の登記を目的に行うことが前提とされているが、単年度の契約業務において、登記等が行われなくてはならないものと解釈されるものではない。本件のように一定規模の区域の用地取得を行う場合には、土地調査業務から開始し、区域界の確定、境界の明示や区域内の法定外公共物等の確定、表示登記、分筆登記、合筆登記等を単年度で実施することは困難であることから、一連の流れにより、年次計画的に実施していく予定であるという担当課の方針は理解できるところである。

担当課の同年4月22日付け「登記業務の実施について」の決裁本文においても、将来登記に必要な業務として位置づけ、本件業務を実施することが明記されている。したがって、平成25年度の実施業務として、土地表示登記業務そのものが行われていないことについては、何ら不適正なものではないと判断する。

よって、土地の表示登記を行わない公嘱協会への本件業務の発注が不当であり、その支出について返還を求める請求人の請求は棄却する。

また、不動産登記法や同規則で規定されているように、境界確定図の作成や地積測量図の作成は、土地表示登記と密接不可分に行われるものであり、対象土地の資料調査や筆界の特定のための境界立会の業務が、土地家屋調査士の業務として行われるものと判断するところである。

(3) 意見

本件業務に係る当初指示書の提出の決裁において、事業用地の取得から用地整理に係る一連の登記関連業務を年次的に行っていくという、担当課の方針を示す業務行程表については決裁書類に含まれていなかった。事業計画の見通しや目的を明確にし、共通認識とするために、意思決定に係る重要な文書については、作成し保管するよう改善が望まれる。

2 重複測量であり区域全体の測量は必要であったかどうか

(1) 事実確認

請求人の主張は、本件業務における測量業務については、平成24年度に亀岡市が大規模スポーツ施設アクセス道路測量設計業務委託事業（以下「アクセス道路設計業務」という。）を行い、平成25年度に京都府が大規模スタジアム整備に係る調査測量業務（以下「スタジアム整備測量業務」という。）を実施しており、今回測量を行った範囲のほとんどの区域が重複している。アクセス道路設計業務の測量データの活用や府との協議等が実施されておれば、地形測量の大半は不必要であり、測量経費の無駄な支出が避けられたというものである。

また、区域全体を測量したという成果物がなく、平成24年度に実施した測量図を転用し貼り付けていること、またその指示をした記録もないことから、地形測量として指示した現況平面図作成に支出した経費は不当な支出であり、当該経費相当額の5,197,500円の返還を求めるものである。

また、現況平面図作成に伴い行われた多角測量も不要な作業であるから、その経費1,132,391円の返還を求めるものである。

市の説明では、測量範囲に重複があることは認めるが、本件業務は大規模スポーツ施設の用地取得に関わる測量登記業務として、境界の確定作業、用地取得に係る補助金事務等において、法定外公共物、土地改良区施設等の測量図が必要となるため、区域全体を一体的統一的に調査把握する必要があったことから調査範囲を決定し実施したとしている。

現況平面図の合成については、本件業務の測量作業が完了した後の現況平面図作成作業に際して、市が作成する測量図として整合を図るために、アクセス道路設計業務の測量成果との合成を指示したものであり、今後の登記業務に重要となる法定外公共物等の測量成果については、本件業務による測量結果を優先して合成を行ったものであるとしている。

また、多角測量業務は事業用地区域界の確定や区域内の法定外公共物等の確定、登記等に必要となるものと説明している。

書類等により審査した結果、平成24年度に亀岡市が実施したアクセス道路設計業務については、まちづくり推進部桂川・道路整備課が担当し、宇津根新国道線宇津根橋南

詰から大規模スポーツ施設及びJR亀岡駅へのアクセス道路として、既存の桂川右岸堤防道路の拡幅整備を行うため、測量業務及び道路設計業務が実施されたものである。本業務については、延長1,600m、面積8.0haの区域の地形測量業務と合わせ、道路拡幅整備のための予備設計業務を、測量設計業者8者の指名競争入札を行い、落札者である玉野総合コンサルタント(株)京滋事務所に業務を委託し実施されている。委託期間は平成24年5月23日から平成25年3月31日までとされ、3月28日にはアクセス道路設計図面等が成果品として納品されている。

本業務については、現況測量自体が主目的というよりはアクセス道路の整備に係る中心線測量、道路設計計画書の作成に重点が置かれたものと判断できるものであり、当初の測量範囲は既存の右岸道路に沿って50m幅での測量範囲が計画されていたところ、曾我谷川の合流地点付近では、100m幅を超える範囲を測量した結果になっている。この測量結果からは、本件業務の測量範囲と相当部分において重複していることが確認できる。

また、平成25年度に京都府が実施したスタジアム整備測量業務については、施設の設定者である京都府が、用地造成建設計画作成のための地形測量業務を実施したものであり、平成25年5月13日から平成26年2月7日を期間として、サンスイコンサルタント(株)に業務を委託し、11.0haの区域の地形測量が実施されていた。

この測量範囲は、スタジアム整備のための測量という性格上、スタジアムの建設造成計画に直接関係すると思われる本件業務の測量範囲の中央部分であった。

本件業務により指示した測量範囲全域についての測量が行われたことについては、測量データ及び出来高平面図が提出されていることからその実施が確認された。

(2) 判断及び結果

請求人が主張する本件業務は重複した測量であり、平成24年度に市が行った測量成果の活用、平成25年度の同時期に京都府が行った測量実施との分担等を行うことにより、市が改めて現況平面図を作成する理由はないことから、現況平面図作成経費は不当な支出であるとの主張については、1で述べたように、本件業務については事業区域内の土地に関して、土地の調査、区域界の特定、法定外公共物や農業用水路の確定のために必要となる表示登記や分筆登記のための調査測量業務を、区域全体で一体的統一的に行うことが効果的と判断し執行されたものと判断できる。したがって、無駄な測量業務と断定することはできず請求人の請求については棄却する。

本件業務により指示した範囲全体の測量が行われたかどうかについての請求人の疑念については、測量データ及び出来高平面図が提出されていることからその実施が確認できた。

測量成果として区域全体の測量が行われたものの、現況平面図作成においてアクセス道路設計業務の測量データと突合した結果、部分的な相違が見られたことから、合成平面図の作成を指示したが、法定外公共物等、今後の登記業務に重要な部分は本件業務の測量成果を優先したとの担当課の説明に合理性があり、合成後の現況平面図において平

成24年度アクセス道路の測量平面図との誤差が見られること等から、全域の測量が行われたと判断できるところである。

なお、地形測量経費の支出に係る財務会計上の行為については、4の項において述べることとする。

また、多角測量に要した経費相当額については、境界の確定作業を進める上から必要な作業であると判断でき、必要な経費の支出として認められるものであり、請求人の請求については棄却する。

(3) 意見

本件業務をはじめ3件の測量業務については、それぞれの目的に沿って業務が行われたと判断し、測量内容や、測量精度等が異なる中で必ずしも重複測量とは言えないと判断するが、情報を共有し、業務連携を図ることにより、事務執行の効率化、経費削減を図る視点は重要であると考えます。

地方自治法第2条第14項「最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない。」及び地方財政法第4条第1項「必要かつ最少の限度をこえて、経費を支出してはならない。」という財政運営の原則に立ち返り業務執行に努めるよう願うところである。

とりわけ、亀岡市において大規模スポーツ施設の建設が全庁的なプロジェクトチーム体制により推進されている中、より効率的でスムーズな事業執行を図る上から、各事業の取組方向や取組状況を共通認識し、課題解決や事業推進に向けた連携重視の庁内体制の構築が望まれる。

また、現況平面図の作成において、合成図の作成を指示した経過及び指示内容について、一定の合理性が認められるとしても、その指示は業務の仕様変更としての意味合いも強いと考えられることから、その指示についての打合せ記録等がないことは、業務執行上不十分なものと判断する。業務執行において共通認識として必要なものや業務完了時の成果品の内容にかかわる変更等については、文書を作成し、記録として保存することが必要であり改善を強く求める。

3 測量法違反ではないかどうか

(1) 事実確認

請求人の主張は、本件業務の測量は、測量法に定められた「公共測量」に該当する。公共測量は、国土地理院への実施計画の事前承認、測量標等の使用承認等の手続きが義務付けられている。公共測量の目的の一つが重複測量の防止であり、公共測量として事前に測量計画を届け出ておれば、アクセス道路設計業務との重複測量が防止され、経費の無駄が省けた筈である。

また、測量法第10条の2により、公共測量等ができるのは測量業の登録者に限られ、測量業の登録者でない公嘱協会に委託していることは違法行為と考えられると主張するものである。

また、測量成果である基準点を無断使用していることも、測量法第44条に違反するというものである。

市の説明では、本件業務の測量は土地の表示登記のための地図作成を基本的な目的としたもので、測量法に定められた公共測量には該当しない。

今後の各種登記手続き上、3級ないし4級基準点に相当する精度をもった登記基準点を設定したものであり、測量基準点として位置付けるものではない。したがって、公共測量としての手続き等については必要とは判断せず、土地家屋調査士ができる登記のための測量として公嘱協会に作業委託したものであり、測量法に違反するものではないとしている。

また、測量基準点の使用については、不動産登記規則において、登記のために地積測量図を作成する際には公共基準点を利用することが示されていることから、3級ないし4級基準点相当の精度を持った測点を登記基準点として設定したもので測量法違反ではないとしている。

書類等により審査した結果、測量法では、国及び地方公共団体が費用の全部又は一部を負担し行う測量行為であって、一定の面積要件、精度要件、基準点使用要件により、公共測量を規定し、公共測量を行おうとする測量実施機関は、事前に国土地院に測量計画を届け出、測量成果の使用を申請すること等が義務付けられている。

国土地院に確認を行ったところ、本件測量が公共測量に該当するか否かについては明確な返答は得られなかった。測量計画において、公共測量としては面積要件が該当なくても、精度要件、基準点使用要件が該当する場合、公共測量に該当する場合もあるとの意見であった。

また、同時に土地家屋調査士会の見解について、府県の土地家屋調査士会及び公嘱協会のホームページ等で記載されている内容を確認したところ、法令解釈としては、測量法は測量に関する一般法として、その第2条に「土地の測量は、他の法律に定めがある場合を除いて、この法律の定めるところによる。」と規定しており、一方、土地家屋調査士法では、その第3条で「調査士は、他人の依頼を受けて、不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量を行う。」と規定されていることから、測量法に対して土地家屋調査士法が特別法と位置付けられ、特別法優先の原理から、登記のための測量業務に関しては、測量法の規定が適用されず、土地家屋調査士が行う業務であると主張し、全国的にも測量法の規定によらず、公嘱協会が登記に関わる測量業務を行っている例が多いとされている。

国土地院によれば、この法令解釈の問題は従前から根深く存在するが、このことについて争われた例もなく、国土地院が通達等により指導を行った経過もなく、双方の見解が存在しているのが現状であるとの返答を得た。

基準点の使用に関しては、不動産登記規則の規定により、登記のために基準点を使用しているもので、使用している基準点は、測量実施機関として亀岡市が運用管理してい

る公共基準点を、「亀岡市公共基準点管理保全要綱」の規定に基づき、京都土地家屋調査士会から亀岡市に使用包括承認手続きがされ、市長が使用承認を行っているものであることが確認できた。

(2) 判断及び結果

住民監査請求については、職員が行った財務会計上の行為に関して違法性、不当性についての審査が求められるものであって、本件測量行為に測量法の規定が適用されるのか、公嘱協会が主張する特別法優先の原理を測量実施の根拠とするのかについて、判例等もなく、見解が二分される中で、監査委員が明確な判断を行うことが本件審査に求められているものではないと判断するところである。

ただ、今回の測量成果について見れば、測量成果が今後の用地取得に伴う登記業務の基礎的なデータとして活用されることに異論はなく、その測量成果として現況平面図が作成され、測量データの納品を受け、検査を行ったうえで支出命令がなされ支払いが行われていることから、支出の不当性及び損害の発生については認めることはできないものと判断する。

(3) 意見

本件のような用地測量に関しては、用地取得等に伴い登記業務が発生することは当然であるが、今後は、用地測量業務の発注について、測量業務の測量業者への分離発注や公嘱協会への業務発注方法の見直し等を含め、疑念が生じないような執行方法や最少経費で最大効果を得るための事業手法等を研究し、より効率的で、より適正な事務執行が行われるよう留意されたい。

4 地形測量の随意契約は不当かどうか

(1) 事実確認

請求人の主張は、公嘱協会へ委託ができる業務は、土地表示登記が目的の土地の調査、測量であり、その業務委託料については、個々の業務について基本契約の中で単価が決められている。しかし、土地家屋調査士が登記に関係のない地形測量を行うことはできないし、単価契約にもその金額は決められていない。

本件業務は単価契約にもなく、登記に必要な地形測量を土地家屋調査士に依頼していること、また、口頭のみでその測量業務の指示を行っていることも不適正である。

金額の決定経過も不明であり違法な契約であることから、契約が成立していない地形測量の経費の支出は不当であり、地形測量経費相当額の5, 197, 500円について返還を求めるものである。

市の説明では、地形測量については、土地の高さ入りの現況平面図を作成することを目的に依頼したもので、亀岡市と公嘱協会との基本契約に基づき、業務指示書により業務発注を行ったものであり、土地の高さは境界確定図の作成に際し必要となることから

土地家屋調査士が行う登記のための測量業務として依頼したものである。

しかしながら、基本契約の業務単価による積算が困難であることから、別途見積書を徴し、担当者の積算額との比較を行ったうえで、業務費を決定したものである。業務費の決定については、基本契約の業務基準報酬額表5附則の「(3) この表により難い場合等については、別途定めることができる。」を適用し決定したものである。

したがって、基本契約に基づき、口頭でなく指示書に付属する委託料計算書で金額を示し、適正な指示を行ったものとして有効に成立しているとしている。

書類等により審査した結果、今回の発注業務については、公嘱協会との基本契約に基づき作成する業務指示書に付属する委託料計算書の基本様式の中の、現況測量の項目を地形測量に変更し、土地の高さを測定し記載した現況平面図の作成を、委託料計算書において指示したことが確認できた。

しかしながら、その業務金額については、基本契約の報酬基準額に定められておらず、その金額の決定については、担当課において公嘱協会から見積書を徴し、担当者が行った設計書との金額を比較した上で、金額を決定したとしている。その金額については、当初指示書提出の決裁において示された上で、委託料計算書に記載され公嘱協会に提出されていた。

履行の確認については、完了報告における成果品として、業務区域内の現況平面図及び電子データの納品を受け、検査が行われており、支出命令により支払いがされていることが確認できた。

(2) 判断及び結果

土地の高低、レベルについては土地の表示登記に大きく関係するものではないが、登記申請書類に付随する境界確定図の作成において、土地境界の断面図等の記載が必要であることなどから、高さを測量した現況平面図の作成を公嘱協会へ依頼した根拠については認められるところである。

しかしながら、業務費用を決定するに際して提出された見積書は、形式等に要件不備が認められ、同時に担当課が作成した積算書についても正式な設計書といえるものではなく、金額を決定した経過については、市財務規則に即した適正な価格決定経過を確認するには不十分さが見られた。

本件業務については、当初指示書の提出が支出負担行為と見なせるものであり、その内容は、基本契約の業務基準報酬額表に定めがある項目の範囲において、業務見込みによる積算に基づき業務費を決定し、その履行を求める指示を行えるものと判断する。

単価契約に設定のない業務内容の履行を求める指示を行うには、業務金額の設定を行い、別途に契約締結を行うことが適切な方法と考える。

基本契約業務基準報酬額表の5附則(3)の適用については、業務項目の範囲内において、その業務内容を協議決定することができると考えられ、業務項目にない地形測量まで、その業務費用を含めて定めることができるとまでは規定していないと考えるのが

妥当と判断する。

以上から、財務会計上の行為としての支出負担行為については適正を欠いており、このことは公嘱協会との基本契約の解釈について判断を誤り、契約締結の義務を怠ったものと判断する。

しかしながら、公嘱協会においては、市が示した指示書に基づき、区域内の土地の水準についても測量し、成果品として納品された現況平面図の検査が行われ、その債務を確認した上で支出命令ないし支払いがされているものであると認められる。また、その測量成果は、今後の登記業務等を実施する上で有効なものと判断できるところである。

したがって、地形測量に係る経費の支出によって、市において実質的な損害が発生したものと認められないことから、地形測量経費相当額の返還にかかる請求人の請求は棄却する。

(3) 意見

地形測量業務の実施に関しては、契約の締結（支出負担行為）という財務会計上の行為の基本的な部分での不適正な事務処理が見られることから、地方自治法及び同施行令もしくは市財務規則に則り、適切な事務処理の徹底を求めるものである。

5 復元測量の実施は適正に行われたか

(1) 事実確認

請求人の主張は、実施されたとされる3箇所の復元測量については、当初指示書及び委託料計算書になかった作業であり、それを実施させるためには、基本契約に基づき業務の打合せをし、変更指示書を作成する必要があると考える。

また、3箇所の内1箇所（復元ポイント43点）については、実施した報告や記録は一切なく、現地調査においても、復元杭等一つもなく、実施したことを示す痕跡は見当たらなかった。復元測量が実施されたかどうか疑問であり、成果品もなく、成果の確認ができないことから、支払われた復元測量経費相当額470,011円は不当な支出であり、返還を求めるものである。

なお、それ以外の2箇所は、復元測量時のものと思われる測量ピンが確認できたことから、実施されたと推察するというものである。

市の説明では、3箇所の復元測量の内2箇所は、事業区域界の確定作業において、京都府（河川区域）との境界を確認する必要が生じ実施したものであり、他の1箇所については事業区域内の京都府管理用水路敷の境界の確認と合わせて、隣接地権者の意向により官民境界を再確認する必要が生じたため実施したものである。

作業の指示はいずれも口頭で行い、作業の実施については、平成25年7月22日及び同23日に実施したと受託者からは口頭で報告を受けている。

本来復元測量は、境界確定作業において、過去に関係者の同意により確定した土地境界を現地に再現し、関係者が立会し、境界点を再確認するために行われるのが通例であ

り、復元測量における測量点の復元は、恒久的な境界標を設置することなく、簡易な仮杭やマーキング等で行い、その場での確認作業が実施できれば事足りるものであり、実施後1年余りが経過する中で、確認に使った仮杭等は消失したものと判断している。

京都府の用地所管課が決定せずに立会ができていない府の水路区域との境界確認作業については、平成26年度に再度確認を行うこととしており、個人地権者については、復元測量作業後に、現地を確認し、境界について了解した旨の電話連絡を受けていることから、復元測量を実施した成果はあったものと考えている。

ただ、実施したことについての報告書の徴取、写真記録の不備や実施に際しての立会者の調整等、実施の確認や実施成果の確認に不十分さがあったことは認め反省しているというものである。

書類審査及び監査委員において11月27日に復元測量箇所の現地調査を行い審査した。

その結果、3箇所の復元測量箇所の内、京都府との河川境界に係る2箇所については、復元作業時のものとされる境界標が残存し、また、作成された境界確定申請図に復元点が記載されていることから、実施されたこと及びその成果が確認できたところである。

1箇所（43点）については、現地調査においても、復元に際し設置した木杭、マーキング等の標識類は確認できなかった。

また、本件業務については、財務会計上の行為についても問題点が認められた。

本件業務の発注は、基本契約に基づき、担当課が作成する指示書により事業箇所、事業期間、事業見込数量等を示し、業務の委託を行うという流れであり、指示書の提出により具体の契約が成立することから、このことが地方自治法第232条の3に規定する支出負担行為と判断されるところである。

その契約内容に変更等が生じる場合は、通常であれば変更契約書の締結を行うことで支出負担行為の変更を行うところであり、本件の場合について言えば、変更指示書を作成することにより支出負担行為の変更が必要であると考えられる。基本契約書第3条（委託業務の内容の変更）において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定めるとされているところであるが、新たに復元測量を行うことに関しての変更の指示書は作成されていなかった。

復元測量業務が実際に実施されたかどうかという請求人の疑問については、監査において、実施が確認できる資料の提出を求めたところ、業務責任者個人のスケジュール手帳及び事務所の備え付けの作業日誌の現物の提出があり、記載内容を確認したところ、平成25年7月22日、23日に復元測量作業を実施したという記載を確認した。

復元測量を実施したという成果品については、いずれも実施報告書、立会記録、記録写真等実施したことを示す資料は確認できなかったものの、河川境界に係る2箇所については、境界確定のための申請図に復元点が示されていることで成果の確認が行われたことを確認した。1箇所（43点）については、実施したことを示す資料は成果物においても認められなかった。

(2) 判断及び結果

本件の復元測量業務については、復元測量の実施は当初予定されておらず、当初指示書に添付の委託料計算書においても数量の記載はなく、指示事項としては存在していなかったものと認められる。その後の境界の特定作業において必要が生じ、口頭で指示を行い作業が実施されたとされているが、基本契約の規定に従い、協議に基づく変更指示書を作成し指示することが必要であって、その決裁により支出負担行為の変更手続きを行うものとする。

復元測量そのものは、基本契約の業務基準報酬額表に単価の設定があることから、数量計算を行い変更指示書でもって、復元測量の実施の指示は可能なものと考えられるが、変更指示書がないことから、復元測量経費に係る支出負担行為が行われたとは認めることができなかった。

また、財務会計上、支出命令については、地方自治法第234条の2により契約に基づく給付の完了の確認をするための必要な検査をしなければならないとされ、同法第232条の4第1項及び同施行令第160条の2に基づき支出命令を行うこととされているが、完了検査を行った完了報告書の成果物の中に、43点の復元測量に関わる成果物は一切存在しなかったことから、復元測量が実施されたことに係る検査が行われたと認めることはできなかった。

復元測量が仮杭、マーキング等での復元作業であることは理解でき、その時点で境界が確認できれば目的は達することから、時間経過によりそれらが逸失することによる支障は生じないものと考えられるが、債務の履行を確認しなければ支出命令を行えないという財務会計上の原則に照らし、現場での立会記録や実施写真記録も残していないなど、履行確認を行う手段を担保していない事務内容については、財務会計上不適切なものと判断する。

また、43点の復元作業地点の作業目的が、京都府管理水路の境界の再現と確認にあるなら、なおさら関係者の立会、記録写真の保存、現場での復元点の設置保存等必要な措置を講じてこそ作業の目的が達せられると判断する。この復元測量は実施した記録もなく、その目的から判断しても実施成果が認められるものではないと判断する。京都府の立会もなく、復元測量の結果も残されていないことは、再度復元測量が必要になるなど将来において同等の費用が発生することも予想されるところである。

復元測量の実施確認については、行政内部に実施したことを示す資料が一切なく、業務責任者の事務所の作業日誌、個人手帳により実施日に係る記録を確認することができただけである。復元測量が必要となつてからの部内外での協議、指示、実施の記録、写真記録や成果品等本来あるべきと考えられる記録がない等、履行確認に係る事業執行上の不適正な状況については看過できないものと判断する。

支出負担行為が不備なうえ、その履行の確認に係る監督、成果品の検査等財務会計行為として不適正なものであり、適正な業務目的をもって実施され、市として受け取った成果の存在及び目的の達成を認めることはできないと判断し、1箇所（43点）の復元測量の業務に支出された経費相当額については不当な支出であり、職員の行った財務会

計上の行為における重大な過失により、市に損害を与えたものと認められることからその支出額470,011円について、請求者の請求を容認し、返還を求めるよう勧告するものである。

(3) 意見

復元測量の実施については、契約の締結（変更指示書により業務を指示する支出負担行為）、契約の履行確認（実施に際しての立会等監督及び実施の記録、成果品の検査）、支出命令（債務履行の確認）等、地方自治法及び同施行令又は市財務規則に定められた財務会計上の行為について、著しく不適正な事務処理が見られた。

財務会計行為は行政運営の基本事項の一つでもあり、法令に基づく適正な事務処理の徹底について強く求めるものである。

6 業務の履行及び経費の積算は適切かどうか

(1) 事実確認

請求人の主張は、次の諸点についてはその費用の決定の根拠や経過が不明であり、不当な支出であるというものである。

① 3級基準点相当の多角測量経費を4級基準点の4倍として計算しているが、その設定の根拠も設定の経過も不明である。

また、3級基準点は、土地家屋調査士の業務ではないことから不当な支出である。

② 公共用地境界立会Bランクの費用には、現況平面図作成費用が含まれることから、重複した経費と考えられ、不当な支出である。

市は説明で、①本件測量データは土地登記に使用することを前提としているが、測量精度を確保するために3級及び4級基準点測量と同程度の精度を求めたものである。3級基準点の測量単価が基本契約にないことから、国土交通省が定めた「設計業務等標準積算基準書」に基づき積算した結果、4倍相当の金額となったことから、基本契約基準報酬額表5附則(3)に基づき決定したものであるとしている。

また、今回の多角測量については、今後登記図面作成を行うための登記基準点として土地家屋調査士が行う業務と考える。観測手簿記載の作業員名は業務責任者である土地家屋調査士及び所属の補助者である。

②公共用地境界立会のBランクとされる測量面積は約1.0haである。公嘱協会から成果品として受け取った現況平面図の作成区域は21.87haであることから、Bランクに含まれる現況平面図作成面積の約1.0haを考慮しても、地形測量範囲は充足しているとしている。

書類等の審査の結果、①多角測量の3級基準点相当の測量単価の設定については、国土交通省が定めた「設計業務等標準積算基準書」に基づき積算した額を、基本契約基準報酬額表5附則(3)に基づき決定したものであることが確認できた。しかしながら、

出来高検査等においてその積算に係る根拠や経過等について記録されたものは確認できなかった。

また、観測者の資格については、土地家屋調査士及び登録された補助者であることが確認できた。

②公共用地境界立会のBランクとされる公共用地境界は、桂川河川区域との境界及び曾我谷川河川区域との境界部分が相当し、その測量面積は約1.0haであった。公嘱協会から成果品として受け取った平面図作成区域は21.87haであることが確認できた。公共用地境界立会Bランクに相当する測量面積を差し引いても、指示書で示した本件業務の測量範囲を十分満たしていることが確認できた。

(2) 判断及び結果

①多角測量の3級基準点相当の測量単価の設定については、担当課の考えは概ね理解できるが、その積算に係る根拠や経過等について記録されたものが確認できなかった。基本契約に基づく単価計算上、積算の根拠を明確にし、債務額を確定することが必要であることから、計算根拠等を書類として残すことが必要と考える。

②公共用地境界立会Bランクに含まれる業務として現況平面図の作成面積約1.0haを考慮しても、地形測量範囲は充足しているとする担当課の考えは是認できるものと判断する。

7 成果品の確認と支払いは適正かどうか

(1) 事実確認

請求人の主張は、本件業務委託において、当初指示以降に業務内容の変更等を行っているにもかかわらず、その業務の打合せに関する記録簿や変更の指示書の存在が確認できない。変更に基づく委託料計算書が作成されてしかるべきである。委託料計算書も変更せず、変更により追加した業務が成果品にないにもかかわらず検査が行われており、当初の委託料計算書のままの業務内訳書により支払いがされているなど、杜撰な事務処理であるというものである。

平成26年10月1日に公嘱協会から提出された訂正後の業務内訳書の内容が正確であるとするなら、業務完了時の検査の不十分さは明白である。

市の説明では、業務内容の打合せや変更の協議、指示は口頭で行い、文書による記録や指示は行っていない。また、業務内容の変更指示に対応した委託料計算書の変更も文書では行っていない。成果品の検査は、変更内容を含め担当者が把握していた業務内容により、成果品の検査を行い、業務の履行を確認したものであるが、業務の履行に係る書類の作成や検査方法に不十分な面があったことを認めている。

資料等の審査の結果、請求人の指摘どおり、業務の変更に際し、打合せ記録簿の作成や文書による変更指示書、変更委託料計算書の作成等の基本契約に基づく手続きがされ

てないことが認められた。

また、最終的な作業出来高が捕捉できる段階で、最終的な変更指示書、委託料変更計算書が作成されるのが通常のルールであり、それにより成果品としての出来高検査を行うことができると考えられるが、最終出来高に基づく業務内訳書がないまま完了検査が行われ、支払いがされたことが確認できた。

(2) 判断及び結果

本件業務の検査、支出の事務処理は、地方自治法、同施行令、市財務規則に定める契約の履行の確保（監督及び検査）、支出命令等の諸規定から大きく逸脱した内容が見られる。

本件業務は登記に付随する業務の単価を定め、出来高により業務費用を確定する単価契約であり、当初の委託料計算書は見込み数量による概算的な金額であり、出来高が捕捉できる段階において最終的な業務の変更指示を行うことで、支出負担行為の最終変更が行われ、それが完了検査及び支出命令の前提となるものと考えられる。

また、基本契約別冊の「一般的仕様書」に加え、当該業務の履行にかかる「特記仕様書」を作成するなどにより、より適正な業務執行を図ることも必要ではないかと判断する。

本件業務のように、相当の業務量もあり、現場作業における不確定要素が多いと考えられる業務を進めるうえでは、受託者との協議、報告、指示をはじめ地権者との協議調整又庁内での報告・協議等、文書による報告書、打合せ記録や意思決定の記録、指示の記録等、可能な限り必要な文書記録を残すのが業務執行においてとりわけ重要であると考ええる。

本件業務については、最終的な業務指示書の作成が行われないうまま完了届による成果品の確認を行っており、請求書に添付の業務内訳書が当初指示書の内容のままであったというものであり、議会の指摘を受けて以降、平成26年10月1日の公嘱協会から訂正の業務内訳書があつて始めて最終出来高が明らかになったことは、業務の履行確認が不十分ではなかったかとの疑念を生じさせるものである。

しかしながら、区域内の土地調査、区域界の測量調査、現況平面図作成等、当初指示書で依頼した業務については完了報告を受け検査を行っており、5の項で述べた成果が認められない復元測量の一部以外の業務については、業務の履行を確認し、債務が確定した上で、支出が行われたと認めるものである。

(3) 意見

本件業務の用地測量登記業務の執行については、基本契約が単価契約であり、実施した業務内容により積算され、最終の支払額が決定されるものであることから、当初指示にない業務の発生、区域内の対象土地筆数、測量点の変更等の業務量の変更を把握し、単価契約に反映させ業務費を積算していく方法や、支出負担行為としての事務的な整理等について十分な検討を求めるところである。

とりわけ基本契約に基づく変更協議、指示書の作成、最終出来高数量の確認後の業務内訳書等の作成等、業務費の積算に大きく影響する事項等については、最低限その記録を残すべきと考える。

また、登記測量業に係る公嘱協会との業務委託については、業務執行方法の改善を含め、適正な事務執行を強く求めるところである。

第4 結論

以上、請求の主旨に沿って審査を行ったが、それぞれの項において指摘したように、本件業務に係る財務会計上の行為については、地方自治法、同施行令及び市財務規則等の諸規定から大きく逸脱した内容が見られたところである。支出負担行為、債務の履行に係る監督検査、支出命令及び支出等の各段階において、担当者から決裁権限者に至るまで、それぞれの権限による役割と責任を自覚し、法令を遵守した適正な事務執行を強く求めるものである。

また、本件業務の実施に際し、協議記録、作業記録、指示文書、報告文書等、作成され保存されてしかるべき文書類について作成された文書が乏しく不備が認められたところである。事業執行にかかる課題や方針についての共通認識を高め、組織としての業務遂行を図る上から、また、債務の履行確認を行う上からも記録書類、指示書類等、文書の作成や保存が重要な役割を持っていることは言うまでもない。行政の事務事業の執行については、常に説明責任が伴うものであることを認識し、文書事務を含め、適正な事務執行に努められたい。

今回の業務においては、測量業務における重複部分や復元測量の作業目的に対する疑念等が請求人の指摘にあるように、職員は公金を使用して行う業務について、より効果的により有効に使うという使命を忘れてはならないと考える。2で述べた財政運営の原則を踏まえ、行政目的の達成に向け、より経済的で効果的な事業手法等を研究し、市民の信頼に応える事務執行に努められたい。

本件業務において問題となった公嘱協会との登記測量業務委託については、今回の監査意見も踏まえ、測量業務の発注方法の検討を含め契約、指示等の業務委託方法についても検討し、改善を図られるよう要望するものである。

今回、監査請求のあった大規模スポーツ施設に関連する業務については、亀岡市の将来のまちづくりに大きくかかわる事業であって、市内外、各方面からも注目されている市政の最重要課題の事業であると考ええる。このような事業の執行であるからこそ、より一層、法令遵守、適正な事務執行に留意し、市政に対する市民の信頼を築けるよう、職員一致して事務事業の執行に取り組まれるよう強く求めるものである。

5の項で述べた復元測量に関して支出した経費については、請求人の請求を容認し、市の損害に当たると判断するので、市長及び各財務会計上の行為について関与を行った職員に対して、470,011円を連帯して亀岡市に賠償することを命じるなどの必要な措置を講じられたい。なお上記の措置は、平成27年3月6日までに講じられたい。